

子ども・家庭法律相談

～ひとりで悩まないで ぜひ相談を～

家庭問題（離婚等）に伴うトラブルを法律の専門家へ相談してみませんか。

離婚前後の生活費・子どもの養育費や面会等、子どもの権利を守るための方法をアドバイスします。



対象者：佐賀市内にお住まいで、
離婚に際し法律相談が必要な方
離婚後に相手方とのトラブルで法律相談が必要な方等

日時：毎月第3火曜日 14時～16時 ①14：00～
②14：40～
③15：20～

〈令和6年度〉

- ・ 4月16日（火）
- ・ 5月21日（火）
- ・ 6月18日（火）
- ・ 7月16日（火）
- ・ 8月20日（火）
- ・ 9月17日（火）
- ・ 10月15日（火）
- ・ 11月19日（火）
- ・ 12月17日（火）
- ・ 1月21日（火）
- ・ 2月18日（火）
- ・ 3月18日（火）

定員：毎回3名（1人あたりの相談時間は40分です）

対応者：佐賀県弁護士会所属の弁護士

会場：佐賀市役所 本庁舎1階（こども家庭課58番窓口へ）

費用：無料 相談は、原則として年度内1回まで

申込受付：こども家庭課 家庭児童相談室
☎0952-40-7254

※実施日の1週間前までに
相談員による事前相談(面談)が必要です。

